

## 再改訂版「放射線副読本」についての質問書

2019年8月29日

地球救出アクション 97、原子力資料情報室、ヒバク反対キャンペーン  
連絡先：稲岡美奈子 大阪府松原市一津屋 4-9-6 TEL.072-336-7201

私たちは再改訂版「放射線副読本」の撤回を求めています。すでに3月22日に討論した内容についても改めて確認していただきたいと考えます。

### [1] 「放射線副読本」の再改訂が行われた経過が小中高の学校の副読本にふさわしいものであったかについて

- 1.文科省から意見を求められる前に、福島県から改定の要求がありましたか、それは、いつ、どこから、どのような内容でしたか。
- 2.国会では、2019年3月末までに少なくとも13回「放射線副読本」が議論に付されています。放射線副読本は国会の要求で改訂されたということでしょうか。できれば、YES、NOでお答えください。
- 3.副読本について、復興庁と文科省が合同で予算要求しましたか。文科省の予算要求の担当部署はどこですか。
- 4.小中高の学校の教育内容は指導要領に定められ、その内容は教科書として検定が行われています。検定を経ない内容の「放射線副読本」を文科省が作成し一斉に教えることは学校教育をゆがめるものではありませんか。
- 5.2018年7月19日衆議院復興特別委員会で上杉謙太郎議員が、「先生がどう思っているのか、子どもたちはどう思っているのかアンケートをとったほうがいい」、「風評払拭の正しい教育というものを進めていただきたい」と述べました。時間切れか、文科省は答えていませんが、風評払拭の正しい教育というものがありますか。
- 6.小学校中学校指導要領「総則編」付録6「放射線に関する教育」は、誰が、いつ、作ったのですか。これには、指導要領の関係ありそうな部分が抜き出してあるだけですが、これが、「放射線副読本」改定の根拠ですか。YESかNOをお願いします。NOの場合は、他の根拠を教えてください。
- 7.「副読本」利用状況フォローアップの調査を行ったそうですが、調査方法と結果を教えてください。
- 8.総合学習やアクティブラーニングに対して、政府の見解ばかりを書いた副読本を与えることは、本来の生徒の自主性を伸ばすことと対立していませんか。
- 9.小学校低学年の子どもは、この副読本を「むずかしい」「わからない」と言っています。理解できないようなものを配布したのは、家庭に持って帰らせ家族に読ませるためですか。
- 10.全国各地で、教育委員会に対して抗議の行動が行われ、この「放射線副読本」の内容の問題点が突き付けられました。それに対して多くの教育委員会が「文科省が作った内容についてとやかく言えるものではない」というように答えています。文科省は全国の教育委員会を困らせていることになりませんか。文科省が作成した副読本は全国の学校に政府の見解を押し付ける圧力をかけているのではありませんか。

### [2] 再改訂版「放射線副読本」にはまちがいあるいはウソがあります。

学校教育は真実、科学を教えるべきであるという立場から、確認します。放射線の知識に関して、「1つ1つの文は間違っていないが、全体を見るとウソになっているというごまかしが多く使われています。以下、「正しいかどうか」確認してください。

#### 1. 「はじめに」において、

- ①「放射線を受ける量をゼロにすることはできません」、これは、科学として「放射線」を教えるときに正しい表現ですか。

福島原発事故後における説明ですから、「自然放射線以外に事故によって人々を被ばくさせ、広範な土地、海を汚染してしまった」という説明から出発するのが正しい表現ではありませんか。上記の「ゼロにすることはできません」の表現が、初等中等局として現在放射線を教える場合に「正しい」か「正しくない」か、回答した後に説明してください。

②「二度とこのような『いじめ』が起こらないようにしていくことが大切です」の「いじめ」は、文章のつながりから間違いで、ここには「原発事故」をいれるのが正しいと考えられます。入試問題ならこの「いじめ」は論点をずらしておりバツではありませんか。論理的に「いじめ」の語が「正しい」か「正しくない」か、どちらか答えてください。

③「災害を乗り越えて」とありますが、事故を二度と起こさないためには原因と責任を明らかにしなければなりません。科学を教える立場は、そのようなものではありませんか。

## 2. 第1章に関して

①ここで欠けている重要なことは、放射線のエネルギーの高さの知識です。放射線がなぜ特別扱いされるのか、なぜ危険なのか、核反応のエネルギーの特別な高さを教えなければ理解できません。これを教えれば小学生にもわかることではありませんか。なぜ、エネルギーの高さを書かなかったのか答えてください。

### ② (2) 放射線量と健康との関係 について

★(a)被ばく線量と健康影響との関係に閾値は無く比例関係にあり、低い被ばく線量でもその量に応じた影響があると前回議論しました。「100 ミリシーベルト放射線を人体がうけたばあいには」と被害に 100 ミリシーベルトに閾値があるかのような表現です。100 ミリシーベルト以下なら被害はないと多くの子どもは考えます。多分教師もそうです。前回の議論に基づき、改めますか。

★(b)100～200 ミリシーベルトの放射線を受けた時のがんのリスクと食事でのリスクを比較することは、科学的に誤りであることを前回お伝えしました。このような比較を行ってはならないと別の政府機関が表明していることもお伝えしました。取り消しますか。

### (c) 遺伝的影響について

「人が放射線を受けた影響が、その人の子どもに伝わるという遺伝性影響を示す根拠はこれまで報告されていません(見つかっていません)」、これはウソを言っていないと言えるかもしれませんが、このような持って回った表現が子どもたちに理解されると考えますか。YESかNOでお答えください。

また、遺伝的影響を否定できるとほんとうに考えていますか。原爆の影響がはっきり出ないのは、親の被ばく線量を解析に入れていないためではありませんか。

(d)最後に、「これから長く生きる子供たちは、放射線を受ける量をできるだけ少なくすることも大切です」とありますが、そのためにどうすればよいのか、行動につながるように教えるべきではありませんか。

子どもたちが知りたいのは、福島事故での被ばくの影響と、それにどう対処するかではありませんか。それは、全国の子どもたちに教えるべきではありませんか。

### ③放射線被ばくの早見図において、

1 ミリシーベルトのところは、2011 年版「放射線副読本」では、「一般公衆の年間線量限度」と書いてありますが、2014 年度版、2018 年度版には「ICRP における管理された線源からの一般公衆の年間線量限度」と読めないほど小さい字で書いてあります。この違いは何ですか。ICRP のものであって日本の基準ではないと言いたいのですか。これを理解できる人は少ないのではありませんか。

いつ、変更したのか。研究開発局にも確認してください。

## 3. 第2章2-1について(この部分は、中高生版を引用しています)

①「(1) 福島第1原子力発電所事故について」には最も深刻な事故(レベル7)であることを書いていません。また、内部被ばくは影響ないと書いて外部被ばくについてここに書いていません。

「(2) 放射性物質の放出と事故後の放射線の変化」には事故後の外部被ばくが中通りでも1ミリシーベルトを超え、飯館村等では10ミリシーベルトを超えた人が多数あることを書いていません。今も、事故前に比べて高い線量であり、山は除染されていないことを書いていません。

「(3) 住民の避難と帰還」には、避難者の数値を書いています、「地震・津波や事故による避難者数とし、

放射線被ばくから逃れるために避難した人が何人くらいか、放射線副読本にもかかわらず書かれていません。

被害に対して、国などがどのように保障したのか書かれていません。

避難した人たちの人権がどのように回復されるのか書かれていません。人権教育は、具体例でこそ可能になるものです。

高汚染地では20ミリシーベルトで帰還させることが書かれてありません。

以上のように、書いてある事実は一部の専門家が認めたものかもしれませんが、放射線を理解するために必要な肝心の事実を、理解できる形で書かないというやり方は、文科省初等中等局作成の副読本として不適當ではありませんか。人をだますやり方の一つを示しているように見えます。1つ1つの反論ではなく、全体のやり方としてどうかを教えてください。

② (4)には「今回の事故後4か月間において体の外から受けた放射線による健康影響があるとは考えにくいとされています」とあります。今回の事故で子どもでも1ミリシーベルト以上外部被ばくした人が県民の多数に上り、被ばくの影響は何10年も後に知ることができるということを考慮し、かつ、子どもたちに分かりやすく説明すべきと考えるならば、「影響はないと自分はウソを言っていない、言ったのはどこかの組織です」というような表現は、不適切ではありませんか。適切か不適切かでお答えください。

**4.第2章 2-2に関連して** 多くの市議会や教育委員会、団体が、この副読本は全国に避難した子どもたちへのいじめを助長する恐れがあると表明し、この副読本に反対したり、配布を保留する行動を行っています。このことをどう考えますか。

**5.第2章 2-3について ★(3)**「食品安全に関する基準」の表について「世界で最も厳しいレベルです」と書いてあることに関して、前回討論し、間違っていることを指摘しました。書き直しますね。

#### **6.「非常時に放射線や放射性物質から身を守る方法」と「副読本」全体について**

この副読本で本当に身を守れると考えますか。文科省は子どもたちの命と人権を守らなければなりません。政府の方針に従ったとって済ませられることではありません。第2次世界大戦の敗戦まで文部省が果たしてしまった学校教育の軍国主義化と同じことを行わないために、独自の判断を行うべきではありませんか。